

令和2年度第5回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録  
令和3年2月4日（木）午後1時30分開議

会議日程

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議 事
  - (1) 諮問第1号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて
  - (2) 諮問第2号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）を定めることについて
  - (3) 諮問第3号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて
  - (4) 諮問第4号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

本日の会議に付した事件  
～会議日程に同じ～

出席委員（10名）

公益代表委員

田村福子君

武田曉子君

下田初雄君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧向透君

金野良則君

岩瀨由之君

被保険者代表委員

熊谷勵君

朴澤美代子君

沼田京子君

欠席委員（2名）

保険医・保険薬剤師代表委員

大津定子君

被保険者代表委員

高木久子君

事務局出席者

生活福祉部長

生活福祉部国保年金課長

総務部税務課長

生活福祉部国保年金課長補佐

生活福祉部国保年金課係長

生活福祉部健康推進課係長

金野高之君

三上護君

佐藤力也君

佐々木直央君

古水麻里君

佐藤由美子君

## 午後 1 時 30 分開会

○生活福祉部長（金野高之君） 委員の皆様方にはお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行を務めます、生活福祉部長の金野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、定刻でございますので、これより令和 2 年度第 5 回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、戸田市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長（戸田公明君） 皆様こんにちは。今日は、田村会長様をはじめ、委員の皆様には大変ご多用中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、常日頃より当市の国民健康保険事業をはじめ市政各般にわたりまして、何かとご配慮、ご支援、ご協力をいただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、平成 30 年度の制度改正によりまして、国保運営につきましては、岩手県と市町村が共同して行うこととされ、当市におきましても、国民健康保険の安定的な財政運営のため、岩手県国民健康保険運営方針に基づきまして、県と一体となって各種事業に取り組んでおります。

県の運営方針は、3 年ごとに見直しすることとされておりますことから、先般、令和 3 年度から令和 5 年度までを対象とした、第 2 期運営方針が策定され、保険料水準の県内統一に向けた議論や、医療費適正化の更なる推進など、広域的、効率的な運営の推進を図ることとされました。

また、国では、保険者間での資格情報を一元的に管理する仕組みを進めており、本年 3 月から、全国の保険医療機関や薬局などと、全ての保険者を対象に、電子化による資格確認が開始される予定となっております。

このことに伴いまして、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となりますので、当市におきましても、円滑な運用に向け、関連準備を進めているところでございます。

近年、当市におきましては、被保険者数の減少等により、国民健康保険税の収入が減収となる一方で、高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向が続いております。

こうした厳しい財政状況の中で、平成 24 年度の国民健康保険税の税率改正以降、税率を据え置いたまま制度の運営を続けてまいりましたが、昨年度は財源不足が見込まれたため、県から 4,200 万円の貸し付けを受けたところでございます。

実は、平成 23 年度、私が市長に就任した際に、国民健康保険会計は、大変厳しい状況でありました。

その年度の予算が足りないものですから、翌年度の予算からお金を借りて、繰上充

用といった方法がなされており、基金もほぼゼロでありました。

ということで、国民健康保険税をいくら上げたらいいいのか計算したところ、何と52%でした。

これはいくらなんでもということで、震災の年、しかも52%ということで、市議会とお諮りしたうえで、半分の26%の値上げに収めました。

以来、ジェネリック医薬品の普及など、いろいろ努力を重ねて、今日まで続けてきておりますが、昨年とうとう限度に達したというところでございます。

この間、ジェネリック医薬品の普及率は40%台から、80%台まで急激に伸びました。

ということで、残りの、簡単に言えば26パーセント分を今後どうするかという岐路に差し掛かっているところでございます。

このため、市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内経済への影響を考慮しながら、国民健康保険税の適正な税率について検討していくとともに、引き続き、医療費の適正化に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本日の会議は、市議会3月定例会に提案させていただき、国民健康保険特別会計の令和2年度補正予算、そして令和3年度当初予算につきましてご審議いただくものでございます。

委員の皆様方には、ご忌憚のないご審議をお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○生活福祉部長（金野高之君）** 続きまして、田村会長よりご挨拶をお願いいたします。

**○公益代表委員・会長（田村福子君）** 委員の皆様方には、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

コロナ、コロナと騒がれて、もう1年以上が経過しております。その間に、緊急事態宣言が発令されまして、皆様の仕事、それから日常生活において、すごく大きな変化があると思っております。コロナもいつ収束するか分かりませんが、私たちも国から出された指令や、大船渡市から発令されている注意事項など、それらを確認しながら、コロナが早く収束するよう祈りたい、終わってほしいと思っております。

この前、市役所からいただいた資料を見ながら、何気なく手にした本が、「岩手の保健」という本です。たぶん、皆さんもお持ちだと思いますが、この中に、「コロナ禍で再認識する笑顔の効果」というのがあるんですよ。皆さん、できればもう一度見直していただきたいと思っております。笑顔の大切さ、笑顔で過ごすことの大切さが書いてありますので、それを委員の皆様方にもう一度ご覧になっていただき、私たちが理解したことを周りの人たちに伝えていければ、すごくいいんじゃないかと思っております。それでその後に、特別寄稿ということで、スペイン風邪から新型コロナウイルス大流行まで、この百年を振り返ってのことが書いてありますので、委員の皆様方には、これをもう

一度お読みなっただけであればと思います。私も何気なく手にした本を見て、なるほどと思って、このコロナ禍で再認識する笑顔の効果をもう一度考え直していきたいと思っております。

マスクをしていますと、挨拶されても、あれ、この方どちらの方だったかな、と思う時があります。これから先、またマスクを外す時期が来るとは思いますが、マスクの中で笑顔の練習をしていただければ、たぶんマスクを外した時に口角が上がって、自然に笑顔が出てくるとは思います。その笑顔の大切さを、これからまた嘯みしめて、私たち委員として活動していきたいと思っております。

今日は、協議事項もたくさんございますので、皆様から忌憚のない意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○生活福祉部長（金野高之君）** ありがとうございます。それでは、引き続き会議に入りますが、ここで戸田市長は別用務のため退席とさせていただきます。

（市長退席）

本日の出席委員は、ご覧の10名の方々でございます。欠席者は、大津定子委員、高木久子委員の2名でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第4条による定足数に達しておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長をお願いいたします。田村会長、よろしくお願いいたします。

**○議長（田村福子君）** それでは、議事を進行します。次第4の会議録署名委員の指名でございます。

本日の会議録署名委員には、公益代表の武田暁子委員と、被保険者代表の沼田京子委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に「次第5 議事」に入ります。

諮問第1号「令和2年度大船渡市国民健康保険 特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて」事務局からの説明をお願いいたします。

**○国保年金課長（三上護君）** 国保年金課長の三上でございます。委員の皆様には、日頃から大変お世話になっております。

それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、事前に配布しております、別紙の「資料1-1」と別冊「資料1-2」となりますが、資料1-1に要点を記載してございますので、説明は、資料1-1で行わせていただきます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる補正

で、補正額は、歳入・歳出それぞれ4,669万7千円の増額となっており、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ43億6,319万7千円とするものでございます。

以下、歳入、歳出とも款ごとに補正額と、補正の主な理由等についてご説明申し上げます。

はじめに、(1)歳入ですが、1款 国民健康保険税 310万円の増。補正理由は、12月までの納付実績を参考に増額補正するものでございます。

3款 国庫支出金 498万円の増。補正理由は、災害臨時特例補助金、これは新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免分に対する補助金の増額などによるものでございます。なお、減免世帯、金額等につきましては、前のデータになりますが、11月時点の減免世帯が31世帯、減免金額が630万円弱ということになっております。

4款 県支出金 206万1千円の増。補正理由は、保険給付費等交付金の交付見込みの増に伴う増額でございます。

6款 繰入金 1,594万3千円の減。繰入金補正につきましては、今年度のこれまでの予算の執行状況を基に、事業費全体を精査したところ、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金が増額となる見込みです。一方、運営費繰入金と財政調整基金繰入金については、前年度繰越金の確定などに伴い減額とするものでございます。

7款 繰越金 2,926万9千円の増。補正理由は、前年度繰越金の確定による増額でございます。

8款 諸収入 2,323万円の増。補正理由は、前年度診療報酬の確定に伴う国保連からの返納金や、前年度分の保険給付費等交付金の追加などによる増額でございます。

次に、(2)歳出でございます。

1款 総務費 163万円の減。補正理由は、レセプトデータ作成のための委託料の減額でございます。

2款 保険給付費 4,600万円の増。補正理由は、給付実績等に基づき、支出額を精査したことによるものでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金 これは、補正額の増減ではなく、国庫支出金分と一般財源分を、その他の特定財源、保険税等に財源振替するものでございます。詳細につきましては、資料1-2で確認をお願いします。

4款 共同事業拠出金 1千円の増。補正理由は、退職者医療に係る共同事業事務費拠出金の増額でございます。

5款 保健事業費 401万円の減。補正理由は、特定保健指導に係る委託料について、実績による減額でございます。

7款 諸支出金 633万6千円の増。補正理由は、国庫支出金等償還金と、診療施設勘定への繰出金について、実績等に基づき、増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(田村福子君) ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がござ

いましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、それでは、お諮りいたします。諮問第1号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） ご異議がないようですので、諮問第1号について、原案を承認することを答申いたします。

次に、諮問第2号「令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） それでは、諮問第2号についてご説明申し上げます。諮問第2号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料2-1」と別冊「資料2-2」となりますが、説明は、資料2-1で行わせていただきます。

なお、診療施設勘定は、綾里、越喜来、吉浜の3か所の診療所と、綾里の歯科診療所、計4か所の診療所に係る関係予算でございます。

今回の補正予算は、先ほどの事業勘定と同様、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる補正で、補正額は、歳入・歳出それぞれ1,325万2千円の減額となっております。歳入・歳出予算の総額をそれぞれ2億6,123万3千円とするものでございます。

以下、歳入、歳出とも款ごとに補正額と、補正の主な理由等についてご説明申し上げます。

はじめに、（1）歳入でございます。

1款 診療収入 3,646万6千円の減。補正理由は、新型コロナウイルス感染症の影響等による診療収入の減額でございます。

2款 使用料及び手数料 46万2千円の減。補正理由は、診療実績による減額でございます。

3款 繰入金 2,376万3千円の増。繰入金の補正は、診療報酬等の減少に伴いまして運営費不足分を補填するための一般会計繰入金の増額と、国保の特別調整交付金の増額の見込みにより、事業勘定からの繰入金の増額等でございます。

5款 諸収入 8万7千円の減。補正理由は、薬品容器代等の収入見込みの減による減額でございます。

続いて、（2）歳出でございます。

1款 総務費 1,106万円の減。補正理由は、決算見込みによるものですが、中でも、工事請負費の減額分が851万ほどと大きいものでございます。こちらは、越喜来

診療所のトイレ改修工事を今年度予定しておりましたが、指名競争入札で指名業者7者中6者が辞退し、入札要件を満たさなかったため取りやめとなりました。その後、入札担当課と協議した結果、今年度の施工は困難と判断されたことから、工事を来年度に延期とし、今年度予算は減額補正とするものです。なぜ今年度施工が難しいかと申しますと、関係業者が復興事業等の対応でお忙しいということです。トイレの改修工事は早めにした方がいいのですが、来年度では対応できないということではありませんので、延期するというところでございます。

2款 医業費 200万円の減。補正理由は、医薬品等購入実績の減少による支出見込みの減額でございます。

3款 公債費 19万2千円の減。補正理由は、起債の償還金利率変更によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、それでは、お諮りいたします。

諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議がないようですので、諮問第2号について、原案を承認することを答申いたします。

次に、諮問第3号「令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて、事務局からの説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） はい、それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。

諮問第3号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料3-1」と別冊「資料3-2」となりますが、説明は、資料3-1で行わせていただきます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、委員の皆様ご承知のとおり、平成30年度の国保制度改正後は、県が財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村毎の被保険者数や所得水準、あるいは医療費水準等に応じて、国保の事業費納付金を決定します。市は、この納付金を県に納付する一方、県から保険給付費等交付金が市に交付されます。

令和3年度の納付金につきましては、1月に県から通知があり、当市の納付金の総額

は、前年度比 698 万 3 千円の減となりましたが、逆に、こちらを被保険者一人当たり  
に換算すると、1,605 円の増加となっております。

近年、医療の高度化や被保険者の高齢化によって、一人当たりの医療費は増加傾向  
にあります。一方で、被保険者数は、年々減少しております。保険給付費につきまし  
ては、こうしたことを踏まえ、今年度の実績等を参考に総額で対前年度比 1.2%の減  
と見込んでおります。

国保税につきましては、市民所得と被保険者の減少等を反映し、現年度調定額では、  
対前年度比 4.2%減、滞納繰越分を含めた調定額の合計では 4.7%減と見込んでおり  
ます。

また、収納率は、現年度分収納率を前年度比で 0.4%ほど上昇すると見込んでおり  
ますが、全体の予算について、財源不足が見込まれることから、財政調整基金繰入金  
と一般会計からの運営費繰入金を予算計上しております。

次に、2の予算の概要でございますが、令和3年度の予算総額は 43 億 629 万 7 千  
円、前年度比 52 万 5 千円の減となっております。

以下、歳入、歳出とも款ごとに、予算額と概要を申し上げます。

(1) 歳入でございます。

1 款 国民健康保険税 6 億 8,620 万 6 千円。被保険者世帯数の減少等により、対  
前年度比で 4.7%の減となっております。

2 款 使用料及び手数料 30 万円。これは督促手数料でございます。

3 款 国庫支出金 1 万円、これは災害臨時特例補助金でございます。

4 款 県支出金 31 億 8,895 万 7 千円。県支出金は普通交付金と特別交付金が大半  
を占めますが、普通交付金は、保険給付費のうち療養諸費、高額療養費、移送費の支  
出額に対し、保険給付費等交付金として県から交付されるものでございます。

また、特別交付金は、特別調整交付金や保険者努力支援分などに分けて、算定され  
ますが、東日本大震災の一部負担金免除に係る国の負担分をはじめ、市町村の状況に  
応じて交付されるもので、前年度より 0.2%の減となっております。

なお、震災の一部負担金免除の対象者につきましては、4月からは、被災世帯で、  
かつ非課税世帯に限定されることとなっております。

5 款 財産収入 1 千円、これは財政調整基金運用利子でございます。

6 款 繰入金 4 億 2,101 万 1 千円。繰入金は、大きくは、財政調整基金繰入金と  
一般会計繰入金の 2 種類で、さらに、一般会計繰入金のうち、国保税の軽減分や職員  
給与費等に要する経費については法律で定められている繰入で、財源補填等の繰入と  
は異なる性格の繰入金となります。

内訳は、財政調整基金繰入金が 2,637 万 8 千円、一般会計繰入金が 3 億 9,463 万 3  
千円で、一般会計繰入金のうち、運営費繰入金として 7,108 万 4 千円を計上しており、  
繰入金全体では、前年度比 12.4%の増となっております。

続いて資料の裏面になります。

7款 繰越金 1千円、これは前年度繰越金でございます。

8款 諸収入 981万1千円、これは第三者納付金などでございます。

次に、(2)歳出でございます。

1款 総務費 1億3,909万3千円。総務費は、職員給与費や市町村事務処理標準システムの導入のための費用が主なもので、人件費等の従来からの固定経費に加え、来年度は、市町村事務処理標準システムに係る委託料などの関係予算を計上しております。

この市町村事務処理標準システムは、市町村が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための標準的なシステムで、国保中央会が開発し、各市町村で導入が進んでいるものです。

このシステムの導入により、事務処理の標準化、効率化、経費削減が期待できることから、当市では、令和4年10月頃からの稼働を目指し、導入を進めることとしており、3年度予算では、導入のための費用として、委託料4,050万6千円を計上しております。

なお、導入経費の大半は、特別調整交付金の対象となっております。

当該システム導入の経費の加算などにより、総務費全体では、前年度比で4,552万円6千円の増となっております。

2款 保険給付費 31億1,662万9千円。こちらは、保険者が負担する給付費などで、国保の場合、医療費の3割が自己負担、7割の保険給付を基本としておりますが、6歳までと、70歳から75歳までの方の自己負担は原則2割。ただし、70歳から75歳までの方のうち、現役並み所得のある方については3割の自己負担となります。保険給付費につきましては、前年度当初予算との比較では、1.2%の減となっております。

なお、内訳は記載のとおりでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は、9億9,911万2千円でございます。こちらは、先ほども申し上げましたが、市町村ごとの被保険者数や所得水準、医療費水準等を反映して算定した額を県に納付するもので、令和3年度の当市の納付金額は9億9,910万9,582円と算定されたところであります。

なお、納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分で算定されますが、予算内訳としては、医療分が6億9千万円ほど、後期高齢者支援金分が2億3千万円弱、介護納付金分が7,800万円余となっております。

4款 共同事業拠出金 2千円。退職被保険者対象者名簿作成事務に係る拠出金でございます。

5款 保健事業費につきましては2,362万円で、特定健康診査、医療費通知、レセプト点検事業、ジェネリック医薬品の差額通知等に係る費用を計上しております。なお、岩手県のジェネリック医薬品の使用率は、全国でもトップクラスにあります。

厚労省で出している比較の資料と見ると、令和2年3月診療分のデータでは、当市のジェネリックの使用率は85.9%で、県平均の84.5%を更に上回っており、こうしたジェネリックの使用による医療費の削減効果は、億単位とみております。

6款 基金積立金 1千円。財政調整基金運用利子分でございます。

7款 公債費は、50万円でございます。

これは、令和元年度に県から借入れた財政安定化基金の償還金ですが、昨年度、4,200万円を県から借入し、償還について県と協議した結果、今年度は501,050円を繰上償還、令和3年度以降は、3年度50万円、4年度100万円、5年度に残り全額を償還する予定となっております。

8款 諸支出金につきましては、2,634万円で、主なものは、国保税の還付金と診療施設勘定繰出金ですが、前年度比で876万2千円の増となっております。

9款 予備費 100万円。予備費は不測の支出に備えるための経費でございます。

なお、国保事業勘定の財政運営につきましては、国保税の減収が見込まれる上、一人当たりの医療費の増加や、納付金の算定に係る激変緩和措置の段階的な縮小、震災被災者の一部負担金免除措置の延長による負担の継続などもあり、財政調整基金繰入金と一般会計からの運営費繰入金を計上したところであり、非常に厳しい財政状況となっております。

こうした状況にありますことから、前回の協議会でも、お話をさせていただきましたが、今後の健全な財政運営のためには、税率改正の議論は避けられないところであり、新型コロナウイルス感染症による影響を見据えながら、改正に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がございましたが、皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。はい、岩淵委員、お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（岩淵由之君） 一部負担金免除に関してですが、被災と非課税世帯のところだけ継続ということですが、どのぐらいの数があるのか、お分かりであれば教えてほしいんですが。

○国保年金課長（三上護君） 一部負担金免除ですが、金額につきましては、大体元年度の予算で2億数千万の免除となっております。3年度につきましては、4月以降は、非課税世帯に限定ということと、一応、県等で公表しているのは12月までということで、12月以降は継続しないということで見えておまして、目安的な数字で申し上げますと、大体半分以下になると考えております。

令和2年9月現在の状況で申し上げますと、世帯数につきましては1,426世帯、被保険者数につきましては2,208人、この方々については、免除の証明書を交付して免除対象となっております。

先ほども申し上げましたが、4月以降は対象を非課税に限るということで、大体半分ぐらいですから、世帯数にしますと700ぐらい、被保険者数にしますと1,100人ぐらいになると想定しております。以上でございます。

○議長（田村福子君） よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

その他、何か皆様ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） 諮問第3号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） ご異議がないようですので、諮問第3号について、原案を承認することを答申いたします。

次に、諮問第4号「令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（三上護君） それでは、諮問第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

諮問第4号 令和3年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料4-1」と別冊「資料4-2」になりますが、説明は、資料4-1で行わせていただきます。

まず、1の基本的な考え方でありますが、診療収入は、新型コロナウイルスの影響等を考慮し、1日平均の患者数を医科44.6人、前年度比では16.6人減、歯科21.7人、前年度比では2.5人増と見込み、全体では、対前年度比4.8%の減と見込んでおります。

また、歳出における医業費は、内視鏡システムなど医療機器購入費用の増加等から、対前年度比25.8%の増と見込んでおります。

このような状況から、一般会計からの繰入金は、運営費の増加等により9,855万円、対前年度比2.8%の増となっております。

次に、2の予算の概要でございますが、令和3年度の予算総額は2億7,563万1千円、前年度比1,772万4千円の増となっております。

以下、歳入、歳出とも款ごとに、予算額と予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、（1）歳入でございます。

1款 診療収入 1億4,380万2千円。これは、診療報酬収入や検査収入等でございますが、先ほど申し上げましたように、対前年度比4.8%の減となっております。

2款 使用料及び手数料 123万3千円。診断書料などの文書手数料でございます。

3款 繰入金 1億1,618万9千円。これは、診療所の運営等に係る他会計からの

繰入金で、全体として前年度比で11%の増となっております。

4款 繰越金 1千円。前年度繰越金でございます。

5款 諸収入 100万6千円。これは、薬品容器代、歯ブラシ代などでございます。

6款 市債 1,340万円。医療機器購入に係る起債でございます。

続いて、(2)歳出でございます。

1款 総務費 1億9,063万8千円。総務費は、職員給与費、施設維持管理費及び研究研修費などでございます。

なお、先ほど、補正予算のところでも申し上げましたが、令和2年度に予定していた越喜来診療所のトイレ改修工事については、関係予算を令和3年度予算に改めて計上しております。

2款 医業費 6,205万8千円。これは、医療機器の維持費、医薬品等の購入費用などですが、医療用機械器具費の増額により、対前年度比25.8%の増となっております。

3款 公債費 2,293万5千円。これは、医療機器購入等に係る市債の元金と利子の償還金でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(田村福子君) はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございましたが、皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) それでは、お諮りいたします。

諮問第4号について、原案を承認する旨を答申することとして、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) ご異議がないようですので、諮問第4号について、原案を承認することを答申いたします。

それでは、以上で議事が終了となります。皆様にはご審議いただきまして、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

○生活福祉部長(金野高之君) はい、田村会長ありがとうございました。委員の皆様方には、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

次に、「次第6 その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

それでは、ないようですので、事務局から何かありますか。はい、それでは、事務局からお願いします。

○国保年金課長(三上護君)

(以下3点を説明)

- ・ 診療所の患者数の増減等について（前回の補足）
- ・ 国民健康保険の現状と今後の見通し（広報の掲載内容）
- ・ 大船渡市データヘルス計画・中間評価シート

○生活福祉部長（金野高之君） その他、ございませんでしょうか。それでは、以上をもちまして、第5回大船渡市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

午後2時18分閉会